(ハ) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合
返還保険料＝48か月契約の3年を超える部分の純保険料率＋48か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（48か月契約の2年超3年以内の純保険料率＋48か月契約の2年超3年以内の杜費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-12\text{か月}}{12\text{か月}}$

(ニ) 未経過期間12か月以下で解約する場合
返還保険料＝（48か月契約の3年を超える部分の純保険料率＋48か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$

ホ　保険期間60か月の契約

(イ) 未経過期間49か月以上で解約する場合
返還保険料＝60か月契約の1年を超える部分の純保険料率＋60か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（12か月契約の純保険料率＋12か月契約の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-48\text{か月}}{12\text{か月}}$

(ロ) 未経過期間37か月以上48か月以下で解約する場合
返還保険料＝60か月契約の2年を超える部分の純保険料率＋60か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（60か月契約の1年超2年以内の純保険料率＋60か月契約の1年超2年以内の杜費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-36\text{か月}}{12\text{か月}}$

(ハ) 未経過期間25か月以上36か月以下で解約する場合
返還保険料＝60か月契約の3年を超える部分の純保険料率＋60か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（60か月契約の2年超3年以内の純保険料率＋60か月契約の2年超3年以内の杜費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-24\text{か月}}{12\text{か月}}$

(ニ) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合
返還保険料＝60か月契約の4年を超える部分の純保険料率＋60か月契約の4年を超える部分の社費中損害調査費相当部分＋（60か月契約の3年超4年以内の純保険料率＋60か月契約の3年超4年以内の杜費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}-12\text{か月}}{12\text{か月}}$

(ホ) 未経過期間12か月以下で解約する場合
返還保険料＝（60か月契約の4年を超える部分の純保険料率＋60か月契約の4年を超える部分の社費中損害調査費相当部分）×$\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$

(2) 保険期間開始前の解約
純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額を返還する。

○文部科学省告示第五号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三の規定に基づき、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月一日

文部科学大臣　髙木　義明

別表第一中「| 35 | ^{87}Br | | 0.4 | 0.4 |」の下に「| 36 | ^{79}Kr | | 4 | 2 |」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

○文部科学省
国土交通省告示第一号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条第一項及び第二項、第十一条、第十二条第二項第一号並びに第二十一条第二項の規定に基づき、平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月一日

文部科学大臣　髙木　義明
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

第二十三条第一号中「ベリリウム」の下に「（当該輸送物全てに対するベリリウムの濃度が任意の一キログラムにつき一グラムを超えない場合を除く。）」を加え、同条第四号中「収納されている核分裂性核種がプルトニウムのみの核燃料輸送物であって、」を「一の荷送人により一又は二以上の輸送物（収納されている核分裂性核種がプルトニウムのみの場合に限る。）を運搬するに当たり、当該輸送物全てに収納されている」に改め、「プルトニウムの重量が一キログラム以下のもののうち、」の下に「当該プルトニウムに含まれる」を、「重量の合計が」の下に「当該」を、「であるもの。」の下に「ただし、専用積載として運搬する場合に限る。」を加える。

別表第一中「| 35 | ^{87}Br | | 0.4 | 0.4 |」の下に「| 36 | ^{79}Kr | | 4 | 2 |」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

○経済産業省告示第一号

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する省令（平成二十三年経済産業省令第一号）の施行に伴い、及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示（平成二年科学技術庁告示第五号）の一部を改正する告示（平成二十三年文部科学省・国土交通省告示第一号）の施行に伴い、並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示（平成二年科学技術庁告示第五号）の一部を改正する告示（平成二十三年文部科学省・国土交通省告示第一号）の一部を改正する告示（平成二十三年文部科学省・国土交通省告示第一号）の施行に伴い、並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示（平成二年科学技術庁告示第五